

【改正内容案】

※台帳手引き:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き、連結手引き:連結財務書類作成の手引き、活用手引き:財務書類等活用の手引き、

研QA:「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」にて追加されたQ&A集、追QA:平成29年8月に公表された追加Q&A集

No.	記載場所			現行	改正案	理由																				
1	基礎知識	様式第2号	-	<table><tr><td>経常収益 使用料 その他</td><td></td></tr><tr><td>純経常行政コスト</td><td>△570</td></tr><tr><td>臨時損失 災害復旧事業 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他</td><td></td></tr><tr><td>臨時利益 資産売却益 その他</td><td></td></tr><tr><td>純行政コスト</td><td>△570</td></tr></table>	経常収益 使用料 その他		純経常行政コスト	△570	臨時損失 災害復旧事業 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他		臨時利益 資産売却益 その他		純行政コスト	△570	<table><tr><td>経常収益 使用料 その他</td><td></td></tr><tr><td>純経常行政コスト</td><td>570</td></tr><tr><td>臨時損失 災害復旧事業 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他</td><td></td></tr><tr><td>臨時利益 資産売却益 その他</td><td></td></tr><tr><td>純行政コスト</td><td>570</td></tr></table>	経常収益 使用料 その他		純経常行政コスト	570	臨時損失 災害復旧事業 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他		臨時利益 資産売却益 その他		純行政コスト	570	純経常行政コスト及び純行政コストの表記が「△」となっているが、行政コストであることから、「△」を削除します。 表示方法は地方公会計マニュアルの関連資料の「【参考】財務書類の体系(4表形式)」及び「【参考】財務書類の体系(3表形式)」のとおりとします。
経常収益 使用料 その他																										
純経常行政コスト	△570																									
臨時損失 災害復旧事業 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他																										
臨時利益 資産売却益 その他																										
純行政コスト	△570																									
経常収益 使用料 その他																										
純経常行政コスト	570																									
臨時損失 災害復旧事業 資産除売却損 投資損失引当金繰入額 損失補償等引当金繰入額 その他																										
臨時利益 資産売却益 その他																										
純行政コスト	570																									
2	財務書類作成要領	本文	118段落	棚卸資産は、売却を目的として保有している資産をいいます。	棚卸資産は、商品・製品・半製品・原材料・仕掛品等をいい、販売用として所有する土地等も含まれます。	記載を一致させるため、「売却を目的として保有している資産」という記載を台帳手引き100段落と同様にする。																				
3		本文	126段落	C)特別職に属する職員の退職手当引当金 当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額	C)特別職に属する職員の退職手当引当金 当該職員全員が当該年度の末日に自己都合退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額	「当該年度の前年度の」が記載誤りのため、修正する。																				
4		本文	127段落	損失補償等引当金は、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上するとともに、同額を臨時損失(損失補償等引当金繰入額)に計上します。なお、前年度末に損失補償等引当金として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなります。計上する損失補償債務等の額の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)第12条第5号の規定に基づく損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準(平成20年総務省告示第242号)によるものとし、地方道路公社及び土地開発公社に関する将来負担額についても、損失補償等引当金に計上します。また、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記します。なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額もあわせて注記します。	損失補償等引当金は、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上するとともに、同額を臨時損失(損失補償等引当金繰入額)に計上します。なお、前年度末に損失補償等引当金として計上されている金額がある場合には、その差額のみが臨時損失に計上されることとなります。計上する損失補償債務等の額の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)第14条第2号の規定に基づく損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準(平成20年総務省告示第242号)によるものとし、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人に関する将来負担額についても、損失補償等引当金に計上します。また、履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務等額については、偶発債務として注記します。なお、議決された債務負担行為額との関係を明確にするため、その総額もあわせて注記します。	地方公共団体の財産の健全化に関する法律施行規則が改正されたため、条項及び内容の変更を反映します。																				

5	財務書類 作成要領	本文	197段落	(1)財源の明細については、税収等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。	(1)財源の明細については、税収等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。 資本的補助金は、資産形成に充当した補助金をいい、資金収支計算書の投資活動収入の国県等補助金収入と「財源情報の明細」の有形固定資産等の増加の財源としての国県等補助金の数字が基本的に一致します。 経常的補助金は、資本的補助金以外をいいます。	「(1)財源の明細」における資本的補助金と経常的補助金の説明を加え、他の書類との関連性を明確にします。																				
6		本文	199段落	(2)財源情報の明細については、純行政コスト、有形固定資産等の増加、貸付金・基金等の増加及びその他における財源の内訳を記載します。このとき、国県等補助金の合計は純資産変動計算書にける国県等補助金と一致します。一方、税収等の合計は純資産変動計算書における税収等とは、地方債の元本償還の計上の有無等により一致しません。	(2)財源情報の明細については、純行政コスト、有形固定資産等の増加、貸付金・基金等の増加及びその他における財源の内訳を記載します。このとき、原則として、国県等補助金の合計は純資産変動計算書における国県等補助金と一致します。一方、税収等の合計は純資産変動計算書における税収等とは、地方債の元本償還の計上の有無等により一致しません。なお、税収等の合計以外についても地方債償還のための補助金や借換債の有無等により一致しない場合があるため、その場合、それぞれの合計から地方債償還のための補助金や借換債の金額を控除します。	財源情報の明細に記入する際に不足していることについて追加します。今回の案で地方債償還費補助金や借換債の金額を合計から控除することを加えます。																				
7		本文	209段落	209.貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいいます。	209.貸付金・基金等の増加は、貸付金・基金等の形成等による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額をいい、投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等の増加をいいます。	「開始貸借表について、固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を記載」とあるが、開始後については記載がないため、開始後も同様の項目を固定資産等の変動に記載する旨を追加します。また、未収金から長期延滞金に振り替えられる資産があることから、基金等の形成に「等」を追加します。																				
8			210段落	210.貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいいます。	210.貸付金・基金等の減少は、貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等をいい、投資その他の資産並びに流動資産における短期貸付金及び基金等の減少をいいます。	「開始貸借表について、固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を記載」とあるが、開始後については記載がないため、開始後も同様の項目を固定資産等の変動に記載する旨を追加します。																				
9		別表6-2	12.役務費 火災保険料 自動車保険料	<table><tr><td>火災保険料</td><td>PL</td><td>その他(その他の業務費用)</td><td>CF</td><td>物件費等支出</td></tr><tr><td>自動車損害保険料</td><td>PL</td><td>その他(物件費等)</td><td>CF</td><td>物件費等支出</td></tr></table>	火災保険料	PL	その他(その他の業務費用)	CF	物件費等支出	自動車損害保険料	PL	その他(物件費等)	CF	物件費等支出	<table><tr><td>火災保険・ 自動車損害保険料等</td><td>PL</td><td>その他(その他の業務費用)</td><td>CF</td><td>その他の支出(業務費用支出)</td></tr></table>	火災保険・ 自動車損害保険料等	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)	火災保険料と自動車損害保険に違いを持たせている意義が少ないため、保険料を統一します。					
火災保険料	PL	その他(その他の業務費用)	CF	物件費等支出																						
自動車損害保険料	PL	その他(物件費等)	CF	物件費等支出																						
火災保険・ 自動車損害保険料等	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)																						
10	別表6-2	11. 需用費 修繕料	<table><tr><td>修繕料</td><td>PL</td><td>物件費(家屋等の修繕で維持修繕費に計上されるものを除く)</td><td>CF</td><td>物件費等支出</td></tr></table>	修繕料	PL	物件費(家屋等の修繕で維持修繕費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出	<table><tr><td colspan="2">別表6-4の職員手当等の下に以下を加える。</td></tr><tr><td>修繕料</td><td>1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるためこれを分け、資産については、建物等、科目を特定する。 2. 資産形成につながらない収益的支出は、PL物件費として処理する。</td></tr><tr><td>(例)建物</td><td>BS 建物</td></tr><tr><td>(例)資産形成以外</td><td>PL 維持補修費</td></tr><tr><td></td><td>PL 物件費</td></tr><tr><td></td><td>CF 公共施設等整備支出</td></tr><tr><td></td><td>CF 物件費等支出</td></tr><tr><td></td><td>CF 物件費等支出</td></tr></table>	別表6-4の職員手当等の下に以下を加える。		修繕料	1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるためこれを分け、資産については、建物等、科目を特定する。 2. 資産形成につながらない収益的支出は、PL物件費として処理する。	(例)建物	BS 建物	(例)資産形成以外	PL 維持補修費		PL 物件費		CF 公共施設等整備支出		CF 物件費等支出		CF 物件費等支出	資産となる支出(建物の価値が上昇するもの等)が含まれるので、複数仕訳ありとします。
修繕料	PL	物件費(家屋等の修繕で維持修繕費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出																						
別表6-4の職員手当等の下に以下を加える。																										
修繕料	1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるためこれを分け、資産については、建物等、科目を特定する。 2. 資産形成につながらない収益的支出は、PL物件費として処理する。																									
(例)建物	BS 建物																									
(例)資産形成以外	PL 維持補修費																									
	PL 物件費																									
	CF 公共施設等整備支出																									
	CF 物件費等支出																									
	CF 物件費等支出																									

11	財務書類作成要領	別表6-2	補償、補てん及び賠償金	22.補償、補填及び交付金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)	別表6-4の貸付金の下に以下を加える。 <table><tr><td>補償、補填及び交付金</td><td colspan="3">1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるのをこれを分け、資産については、土地等、科目を特定する</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">2. 資産形成につながらない収益的支出は、PLその他(移転費用)として処理する。</td></tr><tr><td>(例)土地</td><td>BS</td><td>土地</td><td>CF</td><td>公共施設等整備支出</td></tr><tr><td>(例)資産形成以外</td><td>PL</td><td>その他(移転費用)</td><td>CF</td><td>その他の支出(移転費用支出)</td></tr></table>	補償、補填及び交付金	1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるのをこれを分け、資産については、土地等、科目を特定する				2. 資産形成につながらない収益的支出は、PLその他(移転費用)として処理する。			(例)土地	BS	土地	CF	公共施設等整備支出	(例)資産形成以外	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)	資産となる支出(土地取得の際の物件移転補償等)が含まれるので、複数仕訳ありとします。		
補償、補填及び交付金		1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるのをこれを分け、資産については、土地等、科目を特定する																												
		2. 資産形成につながらない収益的支出は、PLその他(移転費用)として処理する。																												
(例)土地		BS	土地	CF	公共施設等整備支出																									
(例)資産形成以外		PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)																									
12		別表6-3	国庫支出金 都道府県支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に 支出 したものが特定する。	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に 充当 したものが特定する。				文言の誤りのため、訂正します。																					
13		別表6-3	生産物売払収入		CF	資産売却収入	BS	棚卸資産	別表7-1の5の下に次を加える。 <table><tr><td>当初仕訳</td><td>CF</td><td>その他の収入(業務)</td><td>PL</td><td>その他(経常収益)</td></tr><tr><td>整理仕訳</td><td>PL</td><td>その他(その他の業務費用)</td><td>BS</td><td>棚卸資産</td></tr></table> 又は <table><tr><td>期首棚卸高</td><td>PL</td><td>その他(その他の業務費用)</td><td>BS</td><td>棚卸資産</td></tr><tr><td>期末棚卸高</td><td>BS</td><td>棚卸資産</td><td>PL</td><td>その他(その他の業務費用)</td></tr></table>	当初仕訳	CF	その他の収入(業務)	PL	その他(経常収益)	整理仕訳	PL	その他(その他の業務費用)	BS	棚卸資産	期首棚卸高	PL	その他(その他の業務費用)	BS	棚卸資産	期末棚卸高	BS	棚卸資産	PL	その他(その他の業務費用)	生産物売払収入は棚卸資産の売却であり、投資活動収入ではないことから業務収入にします。なお、棚卸資産の種類・数が多く、特定が困難な場合も想定されるので、個別法的な処理以外も明示します。
当初仕訳		CF	その他の収入(業務)	PL	その他(経常収益)																									
整理仕訳		PL	その他(その他の業務費用)	BS	棚卸資産																									
期首棚卸高		PL	その他(その他の業務費用)	BS	棚卸資産																									
期末棚卸高	BS	棚卸資産	PL	その他(その他の業務費用)																										
14	別表6-4	償還金、利子及び割引料 P68	1年以内償還予定 地方債元本償還	BS	1年以内償還予定地方債	CF	地方債償還支出	1年以内償還予定 地方債元本償還	BS	1年以内償還予定地方債	CF	地方債償還支出	勘定科目の名称が誤っているため、訂正します。																	
15	別表6-4	積立金		BS	その他(流動資産)	CF	基金積立金支出		BS	その他(基金)	CF	基金積立金支出	「その他の基金・積立金」の仕訳の借方について「BSその他(流動資産)」を「BS基金その他(固定資産)」に訂正します。																	
16	別表6-4	繰出金	繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の 取崩 である場合に分け、後者については、基金を特定する。	繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の 積立 である場合に分け、後者については、基金を特定する。				繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の 積立 である場合に分け、後者については、基金を特定する。」について、「取崩」を「積立」に訂正します。																						
17	別表7-2	12 ④ P71	(例)元本額100 売却額70 売却損 28	(例)元本額100 売却額70 売却損 30				金額の誤りのため、訂正します。																						
18	別表7-4	17		BS	預り金	BS	本年度歳計外現金増減額		BS	預り金	CF	本年度歳計外現金増減額	「BS 本年度歳計外現金増減額」を「CF 本年度歳計外現金増減額」に訂正します。																	
19	別表7-5	36		BS	地方債	BS	1年以内償還予定地方債		BS	地方債	BS	1年以内償還予定地方債	勘定科目の名称が誤っているため、訂正します。																	
20	別表7-5	28		BS	投資損失引当金	PL	その他(経常収益)		BS	投資損失引当金	PL	その他(臨時利益)	勘定科目の名称が誤っているため、訂正します。																	

21	台帳手引き	本文	68段落	特許権、著作権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号、出版権等の無体財産権は、耐用年数省令に定める償却資産として、定額法により減価償却を行い、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を計上します(56段落のとおり備忘価額なし)。なお、計上にあたっては、重要性の観点から金額が少額のもの等については、計上しないことも合理的な処理と考えられます。例えば「相続税財産評価に関する基本通達」においては、課税時期後において取得すると見込まれる補償金額が50万円に満たないと認められる特許権、実用新案権、意匠権や商標権は評価しないこととされています。	特許権、著作権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号、出版権等の無体財産権を計上します。うち、特許権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、育成者権は、耐用年数省令に定める償却資産として、定額法により減価償却を行い、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を計上します(56段落のとおり備忘価額なし)。なお、計上にあたっては、重要性の観点から金額が少額のもの等については、計上しないことも合理的な処理と考えられます。例えば「相続税財産評価に関する基本通達」においては、課税時期後において取得すると見込まれる補償金額が50万円に満たないと認められる特許権、実用新案権、意匠権や商標権は評価しないこととされています。	耐用年数省令に掲載されていない資産まで記載されているので、うち、特許権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権、育成者権は減価償却する旨に変更します。								
22		本文	93段落	満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失(その他)として計上します。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記します。	満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、切り放し方式により、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失(その他)として計上します。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。回復する見込みがあると認められ、強制評価減を行わない場合には、その旨、その理由を注記します。	洗替方式しか記載がないため、切放し方式によっていることを記載します。また、純資産変動計算書の評価差額となるのか行政コスト計算書の臨時損失に計上されるかの違いのため、注記を削除します。								
23		本文	96段落	出資金のうち、市場価格があるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失(その他)として計上します。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記します。	出資金のうち、市場価格があるものについては、基準日時点における市場価格をもって貸借対照表価額とし、この市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗替方式により、純資産変動計算書の資産評価差額として計上します。また、市場価格が著しく下落した場合にも、回復する見込みがあると認められる場合を除き、切放し方式により、市場価格をもって貸借対照表価額としますが、この強制評価減に係る評価差額については、行政コスト計算書の臨時損失(その他)として計上します。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落した場合」に該当するものとします。回復する見込みがあると認められ、強制評価減を行わない場合には、その旨、その理由を注記します。	洗替方式しか記載がないため、切放し方式によっていることを記載します。また、純資産変動計算書の評価差額となるのか行政コスト計算書の臨時損失に計上されるかの違いのため、注記を削除します。								
24	連結手引き	附属明細書	(1)資産項目の明細 ①有形固定資産の明細 P35	<table><tr><td>本年度末 減価償却累計額 (E)</td><td>本年度償却額 (F)</td><td>差引本年度末残高 (D)-(E) (G)</td></tr></table>	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)	<table><tr><td>本年度末 減価償却累計額 (E)</td><td>本年度償却額 (F)</td><td>本年度末 減損損失累計額 (G)</td><td>本年度減損額 (H)</td><td>差引本年度末残高 (D)-(E)-(G) (I)</td></tr></table>	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	本年度末 減損損失累計額 (G)	本年度減損額 (H)	差引本年度末残高 (D)-(E)-(G) (I)	減損損失累計額の欄がないので訂正します。
本年度末 減価償却累計額 (E)		本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)											
本年度末 減価償却累計額 (E)		本年度償却額 (F)	本年度末 減損損失累計額 (G)	本年度減損額 (H)	差引本年度末残高 (D)-(E)-(G) (I)									
25	附属明細書	有形固定資産の行政目的別明細 P35	<table><tr><td>総務</td><td>合計</td></tr></table>	総務	合計	<table><tr><td>総務</td><td>その他</td><td>合計</td></tr></table>	総務	その他	合計	収益事業が存在するため、訂正します。				
総務	合計													
総務	その他	合計												
26	2. 洗替方針の解説	【地方独立行政法人PL】 2. 経常収益 P108	②受託収入、補助金等収入、財源措置予定額収益、財務収益及び雑益については、経常収益の「その他」に読み替える。ただし、国県等からの補助金等収入については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。	②受託収入、財務収益及び雑益については、経常収益の「その他」に読み替える。	「②受託収入、補助金等収入、財源措置予定額収益、財務収益及び雑益については、経常収益の「その他」に読み替える。ただし、国県等からの補助金等収入については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。」のうち、「補助金等収入、財源措置予定額収益」と「国県等からの補助金等収入については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。」がPL項目ではないため、削除します。									

27	連結手引き	2. 読替方針の解説	【公益社団・財団PL】 1. 経常収益 P.129	③受取補助金等については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。なお、純資産変動計算書への計上と二重計上とならないように留意する。	③受取補助金等については、純資産変動計算書の「国県等補助金」に読み替える。	実態として二重計上になるおそれがないため、削除します。
28		本文等	P3、P9、P10、P15	資産老朽化比率	有形固定資産減価償却率	名称変更に伴う訂正をします。
29	活用手引き	本文	「債務償還可能年数」 P12	実質債務（地方債残高等から充当可能基金等を控除した実質的な債務）が償還財源上限額（資金収支計算書における業務活動収支の黒字分（臨時収支分を除く。））の何年分あるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。	実質債務（地方債残高等から充当可能基金等を控除した実質的な債務）が償還財源上限額（資金収支計算書における業務活動収支の黒字分（臨時収支分を除く。））に減収補てん債特例分発行額と臨時財政対策債発行可能額を足したものの何年分あるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。	記載誤りのため、訂正します。
30		本文	「行政コスト対税収等比率」 P13	税収等の一般財源等に対する行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができます。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。	税収等の財源に対する行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができます。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。	「一般財源等」ではなく、NWIは「財源」ですので、訂正します。
31			10	余剰分（不足分）とは、当該地方公共団体が費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいいます。貸借対照表における余剰分（不足分）には、流動資産（短期貸付金及び基金等を除く）から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した額を計上します。貸借対照表における余剰分（不足分）はマイナスとなることが多く、この場合、基準日時点における将来の金銭必要額を示しています。	余剰分（不足分）とは、当該地方公共団体が費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいいます。貸借対照表における余剰分（不足分）には、流動資産（短期貸付金及び基金等を除く）から負債を控除した額を計上します。貸借対照表における余剰分（不足分）はマイナスとなることが多く、この場合、基準日時点における将来の金銭必要額を示しています。	前受金等、将来現金等支出が見込まれるものを含まないように読めるため、訂正します。
32	Q&A集	2. 財務書類作成要領	14	以下を参考に作成してください。 ①当該明細の「金額」に「純資産変動計算書」の該当金額を計上 ②それぞれの区分にあてた「国県等補助金」及び「地方債」を計上 →補助金は「附属明細書3(1)財源の明細」を参考に計上 →地方債は当年度発行した地方債の区分に基づき計上 ③「その他」に減価償却費等の非資金分及びを計上 ④①～③を踏まえ、「税収等」に、「金額」から「国県等補助金」、「地方債」及び「その他」を合算した額を控除した金額を計上	別紙〇「附属明細書3(2)財源情報の明細の作成方法」を参照ください。	諸収入や繰越金等の計上方法について、記載されているものがないため、記載方法を別紙で示します。
33	研QA	11	質問	県が管理する国道等の所有外資産に対する修繕費等も「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）」に計上するのでしょうか。	管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等の資産に対する修繕費等も「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）」に計上するのでしょうか。	財務書類作成要領152段落にある所有外資産の定義である「所有外資産とは、他団体及び民間への補助金等により整備された資産」に該当しない記述となっているため、訂正いたします。
34			回答	所有外資産であっても、管理者として維持補修していることから、「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）」として計上します。	管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等については、管理者として維持補修していることから、「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）」として計上します。	同上です。

35	追QA	4	2	退職手当組合は、一部事務組合であるため連結対象法人ですが、以下の要件に該当する場合、各地方公共団体の判断により、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなすことができるものとします。その際の勘定科目は、基金については【貸借対照表】基金(その他)に、退職手当支給準備金は【貸借対照表】退職手当引当金に計上することとします。なお、退職手当にかかる基金の持分相当額がマイナスとなる団体は、マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算するものとします。 ・退職手当組合が独自の庁舎など、退職手当目的の積立金以外の重要な資産や退職手当に関連する債務以外の重要な債務を有していないこと。 ・退職手当組合の運用益相当額が構成団体に按分され、構成団体の貸借対照表の退職手当組合にかかる基金に加算されていること。 ・原則として、構成団体が同一の取扱い(構成団体の全体財務書類作成段階で連結したとみなす)をしていること。ただし、総合事務組合などが行う退職手当事務以外の業務については、個別財務書類を作成したうえで経費負担割合などにより按分し、各構成団体において連結を行うこととなります。	退職手当組合は、一部事務組合であるため連結対象法人ですが、以下の要件に該当する場合、各地方公共団体の判断により、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなすことができるものとします。その際の勘定科目は、基金については【貸借対照表】基金(その他)に、退職手当支給準備金は【貸借対照表】退職手当引当金に計上することとします。 なお、退職手当にかかる基金の持分相当額がマイナスとなる団体は、すでに持分相当のマイナスが一般会計等財務書類に計上されているので、上記の計上作業は不要となります。 ・退職手当組合が独自の庁舎など、退職手当目的の積立金以外の重要な資産や退職手当に関連する債務以外の重要な債務を有していないこと。 ・退職手当組合の運用益相当額が構成団体に按分されていること。 ・原則として、構成団体が同一の取扱いをしていること。 ただし、総合事務組合などが行う退職手当事務以外の業務については、個別財務書類を作成したうえで経費負担割合などにより按分し、各構成団体において連結を行うこととなります。	退職手当組合における連結方法について、一般会計等財務書類しかない団体とも連結すること等から訂正します。																											
36		別紙1	-	<table><tr><th>科目</th><th>金額</th></tr><tr><td>固定負債</td><td></td></tr><tr><td>退職手当支給準備金</td><td>1,000</td></tr><tr><td>負債合計</td><td>1,000</td></tr></table>	科目	金額	固定負債		退職手当支給準備金	1,000	負債合計	1,000	<table><tr><th>科目</th><th>金額</th></tr><tr><td>固定負債</td><td></td></tr><tr><td>退職手当引当金</td><td></td></tr><tr><td>退職手当支給準備金</td><td>1,000</td></tr><tr><td>損失補償等引当金</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td></tr><tr><td>負債合計</td><td>1,000</td></tr></table>	科目	金額	固定負債		退職手当引当金		退職手当支給準備金	1,000	損失補償等引当金		その他		負債合計	1,000	退職手当組合における退職手当支給準備金を計上する科目の配列を示して、比較しやすいようにします。					
科目	金額																																
固定負債																																	
退職手当支給準備金	1,000																																
負債合計	1,000																																
科目	金額																																
固定負債																																	
退職手当引当金																																	
退職手当支給準備金	1,000																																
損失補償等引当金																																	
その他																																	
負債合計	1,000																																
37	注記例	5追加情報	(5)資金収支計算書に係る事項 ②既存の決算情報との関連性	<table><tr><th></th><th>収入(歳入)</th><th>支出(歳出)</th></tr><tr><td>歳入歳出決算書</td><td>××× 百万円</td><td>××× 百万円</td></tr><tr><td>財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額</td><td>××× 百万円</td><td>××× 百万円</td></tr><tr><td>資金収支計算書</td><td>××× 百万円</td><td>××× 百万円</td></tr></table>		収入(歳入)	支出(歳出)	歳入歳出決算書	××× 百万円	××× 百万円	財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円	資金収支計算書	××× 百万円	××× 百万円	地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(〇〇会計)の分だけ相違します。 歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。 <table><tr><th></th><th>収入(歳入)</th><th>支出(歳出)</th></tr><tr><td>歳入歳出決算書</td><td>××× 百万円</td><td>××× 百万円</td></tr><tr><td>財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額</td><td>××× 百万円</td><td>××× 百万円</td></tr><tr><td>繰越金に伴う差額</td><td>××× 百万円</td><td>××× 百万円</td></tr><tr><td>資金収支計算書</td><td>××× 百万円</td><td>××× 百万円</td></tr></table>		収入(歳入)	支出(歳出)	歳入歳出決算書	××× 百万円	××× 百万円	財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円	繰越金に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円	資金収支計算書	××× 百万円	××× 百万円	歳入歳出決算書においては、繰越金を計上するため、繰越金に伴う差額が生じる旨を追加します。
	収入(歳入)	支出(歳出)																															
歳入歳出決算書	××× 百万円	××× 百万円																															
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円																															
資金収支計算書	××× 百万円	××× 百万円																															
	収入(歳入)	支出(歳出)																															
歳入歳出決算書	××× 百万円	××× 百万円																															
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円																															
繰越金に伴う差額	××× 百万円	××× 百万円																															
資金収支計算書	××× 百万円	××× 百万円																															
38			(2)⑤基金借入金(繰替運用)	⑤ 基金借入金(繰替運用) 〇〇基金 ×××百万円 〇〇基金 ×××百万円	BS注記であるので、年度末の基金借入金残高の内訳を示すことでよい。 ⑤ 基金借入金(繰替運用)残高 〇〇基金 ×××百万円 〇〇基金 ×××百万円	残高を表示するよう示します。																											

【追加内容案】

No.	記載場所		内容	理由
39	本文	142段落の下に追加	貸借対照表の固定資産等形成分には、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を記載してください。	開始貸借対照表の固定資産等形成分に関する記載はありますが、開始後については記載がないため、開始貸借対照表と同様の記載とします。
40	別表7-5	追加	・退職手当組合の積立額が退職手当債務を超過している場合 BS 基金(その他)／PL 経常収益(その他) ・当該資産が減少する場合 PL 人件費(職員給与費)／BS 基金(その他)	構成団体の財務書類において退職手当組合の積立額が退職手当債務を超過している場合を追加します。 また、勘定科目については8/18公表のQ&Aの「4. 問番号2」と整合性をとるため、「基金(その他)」とします。
41	財務書類作成要領	附属明細書	(1)有形固定資産の明細 ③投資及び出資金の明細 市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)及び連結対象団体(会計)以外に対するもの	純資産額は正味財産と同額を計上することは可能だが、株式会社と同様の資本金という概念がないため、記載しません。 (F)欄の「出資割合(%) (A)／(E)」については、このままの表記では計算ができませんが、地方自治法施行令により監査の対象になっているかどうか判別していることから、自治法で把握している出資割合を記載します。
42	附属明細書	(2)負債項目の明細 ④特定の契約条項が付された地方債の概要	表の下に以下の文言を追加する。 ※ 特定の契約条項とは、特定の条件に合致した場合に支払金利が上昇する場合等をいいます。	特定の契約条項の定義を追加します。
43	2. 財務書類作成要領	追加	Q: 国県等補助金の返還金は、当該年度分については「NW国県等補助金／CF国県等補助金収入(業務又は投資)」と仕訳するとありますが、過年度分の返還金についてはどのような仕訳になるのでしょうか。 A: 次のとおり仕訳処理します。 【行政コスト計算書】その他(その他の業務費用)／【資金収支計算書】その他(業務費用支出)	過年度分の仕訳について記載がなかったため、追加します。
44	Q&A集	3. 台帳手引き	98段落 Q: 投資損失引当金を計上した後、さらに実質価額が低下した場合、仮にその低下が30%未満であっても取得価額と比べ、30%以上低下していることから、再度、投資損失引当金繰入金を計上すべきでしょうか。 A: 計上します。例えば、前期に取得価額と比べ実質価額が30%低下しており、当期には31%低下している場合、当期においては、臨時損失(投資損失引当金繰入額)を1%分を計上します。	投資損失引当金を計上した出資金等が再度、投資損失引当金を計上する場合、取得価額からなのか不明確なため、追加します。
45		4. 連結手引き	39段落 Q: 連結附属明細書のうち有形固定資産の明細及び連結精算表以外については、その事務負担等に配慮して、作成しないことも許容されていますが、全体附属明細書についても同様でしょうか。 A: 一般会計等と同様、今後の活用を視野に入れた場合、全体附属明細書の作成・分析は重要であるため、原則として作成することとしています。ただし、全体附属明細書を作成することが、相当程度の事務負担となると想定される場合、当分の間、有形固定資産の明細及び精算表以外については、作成しないことも許容することとします。	全体附属明細書が省略可なのか不可なのか不明確なため、追加します。

【その他案】

No.	記載場所		内容	理由
-	-	-	Q&Aの追加や注記例の追加をマニュアルに反映させる。	複数回にわたり追加をしたため、見にくくなっているため、修正します。

(2)財源情報の明細

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税収等	その他
純行政コスト	PL及びNW 純行政コスト	【A】 合計－（【B】＋【C】）	【D】 合計－（【E】＋【F】）	【G】 金額－（【A】＋【D】＋【J】）	【J】 非資金取引
有形固定資産等の増加	NW 有形固定資産等の増加	【B】 CF 投資の国県補助金 （【C】を除く）	【E】 CF 地方債収入のうち 固定資産に係るもの （【F】を除く）	【H】 金額－（【B】＋【E】＋【K】）	【K】 非資金取引
貸付金・基金等の増加	NW 貸付金・基金等の増加	【C】 CF 投資の国県補助金 のうち貸付金、基金等に 係るもの	【F】 CF 地方債収入のうち 貸付金、基金等に係るもの	【I】 金額－（【C】＋【F】＋【L】）	【L】 非資金取引
その他					
合計	上記の合計	NW 国県等補助金から 地方債償還に係る補助 金を控除	CF 地方債収入から借 換債に係る地方債収入 を控除	上記の合計	上記の合計